

間税会ニュース

平成30年1月15日
No. 51



〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真提供：筑紫間税会

太宰府天満宮（福岡県太宰府市）

太宰府天満宮は、天神様（菅原道真公）をお祀りする全国約1万2000社の総本宮と称えられ、「学問・至誠・厄除けの神様」として、日本全国はもとより広く世のご崇敬を集め、年間に約800万人の参拝者が訪れています。

.....

（主要目次）

●中野会長 年頭のご挨拶	2	●「税を考える週間」行事	6
●福岡国税局長 年頭のご挨拶	3	●税務署の開庁日対応について	7
●平成29年度叙勲、納税功労表彰	4	●活動報告・新着情報	8
●甘木朝倉間税会へ義援金贈呈	5	●税情報	9



福岡国税局間税会連合会
会長 中野 文治

年頭のご挨拶

平成 30 年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたものと
拝察し、お慶び申し上げます。

昨年 of 世相を一字で表す「今年の漢字」が「北」に決まりました。
理由としましては、北朝鮮のミサイル発射や九州北部豪雨、競馬の
キタサンブラックの活躍などが挙げたようです。

北朝鮮に最も近い我々の九州北部は、度重なる北朝鮮による弾道
ミサイル発射や、水爆実験などの脅威にさらされた一年でした。

一方、国内ではプレミアムフライデー開始、フィギュアの浅田真央選手の引退、上野動物園
ではパンダの赤ちゃん香香誕生、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群がユネスコ文化遺産
として認定、桐生祥秀選手が 100 m、9 秒 98 の日本新、11 月には東証日経平均終値がバブル
最高値をつけるなど、景気は緩やかに回復傾向にあると思われます。

さて、我が国は少子高齢化の急速な進展により、高齢者に対する働き手の比率は年々小さく
なり、また社会保障（年金・医療・介護等）の給付費も急増しています。そのため、社会保障
給付のための財源の確保と社会保障制度の見直しが大きな課題となっています。

そのような中で、平成 31 年 10 月には消費税率の 10% への引き上げ及び軽減税率制度の導
入が決定されています。

さらに、今後消費税が我が国の最も重要な基幹税となっていく中で、消費税の会としての間
税会の役割は益々高まってくるものと思います。

申すまでもなく、私たち間税会はその消費税の関係団体であり、その主たる活動は会員増強
による組織拡大、消費税完納運動の更なる推進、消費税の啓発活動等の拡充などを最重点施策
に掲げ、活動を推進しています。

そのような状況下で、何よりも各間税会の組織拡充が不可欠であります。私たちは、全国間
税会総連合会と福岡国税局管内 31 単位会の繋ぎ手としてお役に立ちたいと願っております。

どうか皆様には、こうした間税会の活動に対し、倍旧
のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上
げます。

結びに、各間税会の益々のご発展、会員の皆様のご多
幸とご繁栄を心から祈念し、また国税ご当局の皆様のご
健勝とご活躍を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせ
ていただきます。





福岡国税局長
榎本 直樹

年頭のご挨拶

平成 30 年の年頭に当たり、福岡国税局間税会連合会の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から消費税をはじめ、税務行政全般にわたりまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、間接税に関する唯一の民間団体であり、消費税の重要性の高まりに伴い「消費税の会」として、消費税完納運動の推進や「世界の消費税」クリアファイルの配付、「税の標語」募集等による消費税の啓発活動を、一層積極的に推進されておられます。これらの取り組みは、消費税に関する正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るため、国税当局としましても大変重要であると認識しており、消費税に関する国民の皆様の関心が高まる中、税務行政の良き理解者である間税会の存在を大変心強く感じております。

ここに、中野会長をはじめ役員の皆様並びに会員の皆様の日頃のご尽力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

さて、平成 31 年 10 月の実施を控えた「消費税率 10% への引き上げ及び軽減税率制度の導入」につきましては、貴会におかれましても、研修会等の機会を通じて、積極的な制度の広報・周知活動を展開していただいております。重ねてお礼申し上げます。

当制度は、全ての事業者の方々において、商品管理や区分経理等のための準備が必要となるものです。こうした準備を円滑に進めていただくよう、制度の周知を適切に行っていく所存でありますので、皆様におかれましては、さらなるご支援をお願い申し上げます。

また、国税当局としましては、貴会の様々な取り組みがこれまで以上に充実したものとなるよう緊密に協力・連携しながら、適正な課税の確保や滞納の未然防止に努め、税務行政に寄せられている国民の皆様の信頼に応えていく所存でありますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

間もなく、平成 29 年分の所得税・復興特別所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告期を迎えます。会員の皆様におかれましては、ICT を活用した申告及び期限内納付について、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、福岡国税局間税会連合会及び各間税会の更なるご発展と、会員の皆様のご繁栄とご多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



平成29年 秋の叙勲受章おめでとうございます

旭日双光章

本島 直幸 様

全国間税会総連合会 常任理事
福岡国税局間税会連合会 副会長
佐賀間税会 会長

平成29年 納税功労表彰受彰おめでとうございます

財務大臣表彰

滝山 真弓 様

全国間税会総連合会 理事
福岡国税局間税会連合会 常任理事
小倉間税会 副会長

国税庁長官表彰

中野 文治 様

全国間税会総連合会 副会長
福岡国税局間税会連合会 会長
前 博多間税会 会長

国税局長表彰

河野 武司 様

福岡国税局間税会連合会 副会長
博多間税会 会長

福岡 桂 様

佐賀間税会 副会長

以上の方のほか、福岡国税局管内の各税務署においても税務署長表彰が行われ、多数の方が受彰されました。

受彰されました皆様に対しまして、福岡国税局間税会連合会会員一同、心よりお祝い申し上げます。

(注) 受彰者の役職名は間税会関係のみを掲載しています。

九州北部豪雨災害義援金を甘木朝倉間税会へ贈呈

九州北部豪雨災害に対する義援金ご協力有難うございました。

本年7月に発生しました九州北部豪雨災害に対し、福岡国税局間税会連合会では、甘木朝倉間税会の一助になればとの思いで、義援金を募集しました。

会員の皆様の心温まるご協力をいただき、その結果、義援金総額は715,070円となりました。本当に有難うございました。

義援金は、去る10月30日に開催された筑後ブロック間税会連絡協議会において、当連合会の中野会長から、甘木朝倉間税会の師岡会長へ贈呈いたしました。

被災された会員の皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。



筑後ブロック間税会連絡協議会



義援金の贈呈（１）



義援金の贈呈（２）



この度の九州北部豪雨災害の被害に際しましては、心温まるご支援をいただきまして誠にありがとうございます。

謹んでお礼申し上げます。

ご存知のとおり多大な被害となり、いまだ復旧作業が続いております。

災害後の復興に向け取り組んでまいりますので、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここに、この度のご厚情に対しまして、略儀ながら書中をもって、お礼申し上げますとともに、皆様のますますのご発展とご活躍をお祈り申し上げます。

※頂きました支援金で、災害復興支援シールを作成致しました。

このシールは災害を受け、「復旧・復興にがんばろう朝倉!! この災害を忘れないように」と作成しました。ご同封致します。

また、頂いた支援金は、今後の災害復興支援事業に有効に使用させていただきます。

平成29年11月21日

甘木朝倉間税会

会長 師岡 俊幸

平成29年度「税を考える週間」行事実施状況

毎年11月11日から17日までの期間が「税を考える週間」です。国民一人ひとりに税の仕組みや目的等を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解や納税道義の高揚を図ることを目的としています。平成29年度の「税を考える週間」のテーマは「くらしを支える税」です。

この趣旨を踏まえ、平成29年度も講演会、研修会、街頭広報など間税会が単独で、又は中心となって多彩な行事が実施されましたので、その一部を紹介します。

実施事項	主催者等	月 日	場 所	対 象	内 容
講演会	◎ 福岡間税会	9.26	セントラルホテルフクオカ	会員・一般	「国際社会における日本」
税法説明会	◎ 福岡間税会	10.24	セントラルホテルフクオカ	会員・一般	「お酒のはなし」
研修会	◎ 西福岡間税会	11.16	プラザ寿苑	会員	「お酒のおもしろ講座」 「今どきの終活」
講演会	◎ 博多間税会	9.26	セントラルホテルフクオカ	会員・一般	「国際社会における日本」
研修会	◎ 博多間税会	11.7	博多駅前シティセンター	会員	「よくわかる消費税軽減税率制度」
街頭広報	◎ 博多間税会	11.7	JR博多駅前広場	会員・一般	税務広報チラシ、消費税クリアファイル、シャボン玉をセットし配布
バスハイク	◎ 若松間税会	10.22	柳川	会員	税金クイズ等
研修会	○ 若松間税会	11.16	若松税務署	青年・女性部	署長講話
「税の標語」表彰	◎ 田川間税会	11.28～29	田川税務署	入賞者	入賞者に賞状の授与、副賞の進呈、参加賞進呈
説明会	○ 飯塚間税会	11.8	飯塚コスモスコモン	会員	消費税軽減税率制度について
講演会	◎ 久留米間税会	11.8	久留米シティプラザ	会員・一般	間税会の説明・横断幕
チャリティー落語会	◎ 久留米間税会	11.8	久留米シティプラザ	会員・一般	立川生志 独演会 間税会のしおり・クリアファイル税資料配布・募金箱設置
研修会	○ 甘木朝倉間税会	9.28	朝倉商工会議所	管内事業者	「タブレット型レジの知識と活用法」
研修会	○ 甘木朝倉間税会	10.30	朝倉商工会議所	管内事業者	「1日でわかる経理のすべて」
講演会	◎ 大川間税会(青年部)	11.15	大川税務署	会員	講師 大川税務署長
研修会	◎ 八女間税会	11.21	八女市	会員	講師 八女税務署長
書写コンクール	◎ 大牟田間税会	11.11～17	大牟田市、みやま市、柳川市	一般	書道作品の展示
まるごとみやま収穫祭	△ 大牟田間税会	10.28 11.26	柳川市、みやま市	一般	税金クイズ等
講演会・交流会 音楽鑑賞会	○ 小倉間税会	11.9	毎日会館	会員・青中会・納貯連	「税のよもやま話」 「音楽の力」
研修会	◎ 小倉間税会	11.12～13	唐津・武雄市	会員	中富くすり博物館・旧唐津銀行跡地
該当広報(パレード)	○ 門司間税会	11.10	門司港・大里・新門司の各地区	会員	啓発グッズを市民に配布

(注)◎～間税会主催行事 ○～他団体との共催行事 △～他団体主催行事へ参加

実施事項	主催者等		月 日	場 所	対 象	内 容
コンサート	◎	行橋間税会	11.17	京都ホテル	会員・一般	「税を考えながら楽しもう・SAKE&MUSIC2017」 「税のお話」
租税教室	△	佐賀間税会	11.17～18	龍谷高校 佐賀大学	生徒 学生	クリアファイル配布
説明会	◎	佐賀間税会	11.27	佐賀神社記念館	会員	消費税軽減税率制度について
税金展	○	鳥栖間税会	11.11	フレスポ鳥栖	一般	税金相談、税金クイズ、各種パネル展示、説明会、クリアファイル配布、税の作文表彰と展示
税金展	△	唐津間税会	11.13～17	唐津市役所ロビー	一般	作文、税の書道、税の標語入賞作品展
講演会	○	唐津間税会	11.15	唐津シーサイドホテル	会員・一般	姜 尚中氏 講演
研修会	◎	武雄間税会	11.13	武雄センチュリーホテル	会員	(有)馬場酒造場社長 講話
税務研修会	○	武雄間税会	11.29	武雄センチュリーホテル	会員・法人会	武雄税務署署長 講話
研修会	◎	伊万里間税会	11.8	伊万里商工会館	会員	「消費税軽減税率制度」
街頭広報	◎	長崎間税会	11.13	浜町アーケード	一般	間税会資料・e-Tax資料・クリアファイル等配布
講演会	△	長崎間税会	11.17	ホテルニュー長崎	会員・一般	「キッチンからはじまる家族の絆」
研修会	○	諫早間税会	10.18 11.20	ホテルグランドパレス諫早	会員	
講演会	○	佐世保間税会	11.16	佐世保市民ホール	会員・一般	三橋 貴明氏 講演会
地酒の集い	◎	佐世保間税会	12.5	佐世保玉屋	会員・一般	日本酒利き酒・税金クイズ
街頭広報	◎	平戸間税会	10.28	平戸市商店街	一般	税務署作成のチラシをイベント会場にて配布
税金クイズ	○	壱岐間税会	11.11～12	芦辺町国分 JA壱岐市	一般	JAフェスタ会場に「税のひろば」を開設し、税金クイズを実施
表彰式	○	対馬間税会		各中学校・高校	生徒	平成29年度「税に関する作文」表彰式

(注)◎～間税会主催行事 ○～他団体との共催行事 △～他団体主催行事へ参加

平成29年分の確定申告期における税務署の開庁日対応について

■ 開庁日対応を行う日

平成30年2月18日(日)及び2月25日(日)とします。
なお、両日ともに、受付時間は午前9時から午後4時までとなります。

■ 開庁日対応を行う税務署

署 名	申告会場
門司・若松・小倉・八幡	AIM(アジア太平洋インポートマート)ビル3階 北九州市小倉北区浅野3-8-1
博多・福岡	西鉄ホール(ソラリアステージビル6階) 福岡市中央区天神2-11-3
香 椎	香椎税務署 福岡市東区千早6-2-1
西福岡	福岡タワーホール 福岡市早良区百道浜2-3-26
佐 賀	佐賀税務署 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第二合同庁舎
長 崎	NBC別館 長崎市上町1-35

※門司、若松、小倉、八幡、博多、福岡、西福岡及び長崎税務署の申告会場は税務署庁舎外の会場となっております。(税務署庁舎での申告相談は行っておりません。)

■ 対応業務

対応業務は、確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談となっております。

活動報告・新着情報

福岡間税会・博多間税会が3回目の合同研修会を開催

- 主催：福岡間税会・博多間税会
- 日時：平成29年10月24日（火）
- 場所：アサヒビール園（福岡市博多区）

福岡間税会（林孝行会長）と博多間税会（河野武司会長）は「税を考える週間」行事の一環として10月24日（火）、福岡市博多区のアサヒビール園でビール工場見学、研修会及び懇談会を開催した。

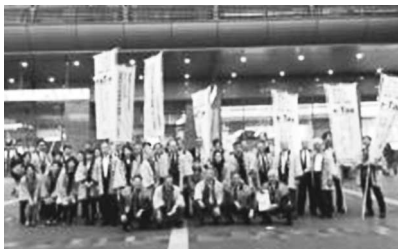
工場ではビールの主原料、仕込みや発酵熟成等について説明を受け、製造工程や設備、安全品質管理等への取り組みを学び、その後の研修会では林会長と柴田浩勝博多税務署長のあいさつに続き、池田政彦福岡税務署長が「お酒のはなし」と題して、飲酒習慣スクリーニングテストを交えながら酒税の税率や酒類販売数量の推移、日本酒のラベルを見るポイントなどを分かりやすく説明され、参加者は熱心に耳を傾けていた。

なお、両会は6月16日にも合同研修会「印紙税セミナー」を、また、9月26日には合同時事講演会「国際社会における日本」を開催しておりいずれの研修会も大好評であった。



「税を考える週間」活動ニュース

- 主催：博多間税会
- 日時：平成29年11月7日（火）
- 場所：TKP 博多駅前シティセンター



博多間税会（河野武司会長）は、去る11月7日（火）に“よくわかる消費税軽減税率制度研修会”と“「税を考える週間」街頭広報活動”を実施しました。

研修会は、TKP 博多駅前シティセンターにおいて福岡国税局課税第二部消費税課軽減税率制度係長の轟貴之氏と博多税務署審理専門官上席調査官の吉田陽一氏を講師にお招きして開催しました。消費税軽減税率制度と軽減税率対策補助金について説明していただ

き、59名の参加者が熱心に拝聴しました。

また、研修会終了後、場所をJR博多駅前広場に移して、博多税務署から柴田署長、石井副署長、武藤統括調査官、益田上席調査官の4名も参加していただき、合計37名にて国税庁冊子「よくわかる消費税軽減税率制度」と、間税会「世界の消費税クリアファイル」を配布しました。

参加者全員で通行人に積極的に声を掛けながら配布したため、1時間程度で2,000セット全ての配布を終えることができました。

利き酒会開催

- 主催：武雄間税会
- 日時：平成29年11月13日（月）
- 場所：武雄センチュリーホテル（武雄市）

武雄間税会（桑原泰蔵会長）は11月13日（月）、武雄市の武雄センチュリーホテルにおいて、間税会主催の利き酒会を開催した。

この利き酒会は、平成28年2月に第1回目を開催して以来今回で3回目となりました。武雄間税会管内の鹿島市及び嬉野市には9社の酒造所があり、その9社が加入の佐賀県酒造組合、（公）武雄法人会及び九州北部税理士会武雄支部のご協力、並びにご協賛をいただいて開催されている。

利き酒の後の懇親会では優秀回答者の表彰が行われ、管内9社から寄贈していただいた特定名称酒が賞品として授与されました。

また、毎回利き酒会の前に研修の時間を設け、今回は管内の馬場酒造場代表取締役（杜氏）馬場第一郎氏による“お酒の話”と題した酒造りにおけるエピソード等を拝聴して実りある研修会及び利き酒会であったと大好評で、参加者一同ほろ酔い気分で散会しました。



秋季研修会を開催

- 主催：西福岡間税会
- 日時：平成29年11月16日（木）
- 場所：プラザ寿苑（市島市）



西福岡間税会（原武人会長）は11月16日（木）、市島市にあるプラザ寿苑にて秋季研修会を開催した。

講演会は二部構成で行われ、第一部は西福岡税務署の田端宏樹署長が「お酒のおもしろ講座」と題してお酒の販売量の推移や関連イベントなど酒税に絡めながら講演。

第二部では株式会社天国社（総合葬祭）の執行洋隆氏が「今どきの終活」と題して昨今の状況などを踏まえながら、終活を行うメリットや葬儀にかかる費用などをユーモアたっぷりに講演され、参加者にとって一部、二部とも今後の為になる講演となりました。

番号法施行規則の改正についてのお知らせ

改正の概要

平成29年12月8日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」の改正が行われました。

これにより、平成30年1月以降、一部の手続について番号確認書類の提示や郵送提出時の写しの添付が省略可能とされました。

対象手続

過去に開業届出書などを提出し、番号法上の本人確認が行われている方^(注1)の以下の対象手続で還付申告以外の手続^(注2)

- ① 青色申告者に係る所得税及び復興特別所得税の確定（修正）申告手続（相続人から提出を受ける場合を除きます。）
- ② 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告及び確定（修正）申告手続（相続人から提出を受ける場合を除きます。）

（注1）番号確認書類の提示等が省略可能となる方は、次のいずれかに該当する方です。

- （1）開業届出書、消費税の課税事業者届出書又は課税事業者選択届出書の提出の際に、番号法上の本人確認が行われている方
- （2）平成28年1月1日より前に（1）の届出書を提出しており、同日以後、所得税及び復興特別所得税の確定申告書、消費税及び地方消費税の中間申告書又は確定申告書の提出の際に番号法上の本人確認が行われている方

（注2）今般の番号法規則改正の対象手続から除かれる還付申告とは、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書B」において「④ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額」欄が赤字であるもの及び「消費税及び地方消費税の確定申告書」において「⑧ 控除不足還付税額」欄に記載があるものをいいます。

なお、所得税及び復興特別所得税の予定納税額があることによる還付申告及び消費税及び地方消費税の中間納付税額があることによる還付申告は対象手続に該当します。

I 本人が①又は②の手続を行う場合

	番号確認書類	身元確認書類
平成29年12月末まで	要	要
平成30年1月以降	省略可能	要

II 代理人が①又は②の手続を代理で行う場合

	代理権確認書類	納税者本人の番号確認書類	代理人の身元確認書類
平成29年12月末まで	要	要	要
平成30年1月以降	要	省略可能	要



ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示等は不要です！詳しくは二面をご覧ください。

また、国税に関する社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をご覧ください。

（ホームページ）※掲載URLは平成29年12月現在のものです。
<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

国税庁 マイナンバー

検索

マイナンバー制度の本人確認も、 e-Taxが便利です！

1 本人が申告される場合

提出方法 本人確認書類	書面提出	e-Tax
番号確認書類の 提示又は写しの添付	必要 一定の場合、省略可能です。 詳細は一面をご覧ください。	必要なし 国税当局においてシステム にて確認します。
身元確認書類の 提示又は写しの添付	必要	必要なし マイナンバーカードに組み 込まれた電子証明書により、 身元確認を行います。

2 税理士の方が代理で申告される場合

提出方法 本人確認等書類	書面提出	e-Tax
税務代理権限 証書の添付	必要	必要 税務代理権限証書データの 送信等
税理士証票の 写しの添付	必要 ※	必要なし 税理士の電子証明書により 行います。
関与先の番号 確認書類の添付	必要 一定の場合、省略可能です。 詳細は一面をご覧ください。	必要なし 国税当局においてシステム にて確認します。

※ 郵送や税理士事務所の従業員が税務署窓口で提出する場合は、写しの添付が必要です。
また、税理士が窓口で提出する場合も、混雑緩和等の観点から、写しの添付をお願いします。

お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

申告手続などには

マイナンバーの
123... 記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です!

本人確認書類



マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

※平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

マイナンバーカードの取得方法等について

マイナンバーカードの申請方法、受取方法等については、内閣府ホームページ「マイナンバー 社会保障・税番号制度」をご覧ください。

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

内閣府 マイナンバー

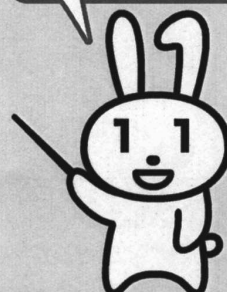
マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン設定などについては、公的個人認証サービスのホームページをご覧ください。

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

公的個人認証サービス ICカードリーダーのご用意

マイナンバーカードの
申請はお済みですか?

マイナンバーカードを
申請されて、受取を
忘れていませんか?



国税に関するマイナンバー制度の最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

※掲載URLは平成29年10月現在のものです。

国税庁 マイナンバー

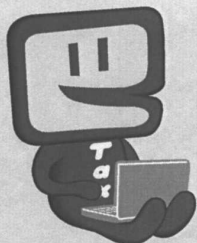
～ 法人の皆さまへ ～

税務署へ提出する申告書や申請書には 法人番号の記載が必要です!!

法人番号の情報や法人番号をお調べになりたい場合は、「国税庁法人番号公表サイト」をご覧ください。

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

法人番号公表サイト

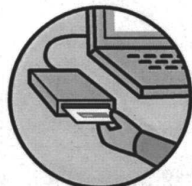


マイナンバーカードで e-Taxが利用できます!!

① マイナンバーカード



② ICカードリーダー



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した所得税申告書などは、ご自宅などのパソコンから①及び②を利用して、e-Taxにより送信することができます。

※e-Taxの利用に際しては、次の「事前準備」が必要です。

① e-Taxが利用できるパソコンの用意、② 開始届出書の提出、③ 電子証明書の取得(マイナンバーカードには、標準的に組み込まれています。)、④ e-Taxへの登録、⑤ ICカードリーダーの用意など。



マイナンバーカードって?

マイナンバーの提示と本人確認が、これ一枚で完結できます!

「マイナポータル」にログインできます! ※1

住民票の写しや印鑑証明書をコンビニで取得できます! ※2



※1 詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください。 ※2 お住まいの市区町村によってサービスの内容が異なる場合があります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※確定申告期間中は、原則として24時間(土日祝日を含みます。)となります。

e-Taxの利用に当たっての電話によるお問合せ先

- e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーの操作など(税務相談を除く。)のご質問は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問合せください。

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク

TEL.0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

月曜日～金曜日:9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※確定申告期間中は、原則として月曜日～金曜日の9時～20時となります。

※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。

- マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問合せください。

マイナンバー総合 フリーダイヤル

0120-95-0178

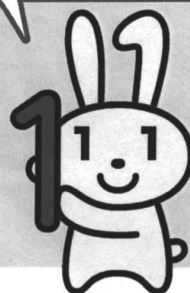
(音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

月曜日～金曜日:9時30分～20時/土日祝:9時30分～17時30分

(12月29日～1月3日を除きます。)

※受付時間は変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。

ご質問の内容により
お問合せ先が、異なります。



内閣官房・内閣府・国税庁